

## Client Alert

29 June 2017

### ミャンマー、消費者保護法の執行に向けた体制を整備

#### 最近の進展

2014年ミャンマー消費者保護法は、3年以上前に制定されているが、その執行については、昨年度に消費者保護中央委員会（以下、「中央委員会」）に50件の事案が持ち込まれるなど、2017年になってようやく活発化してきたところである。もう一つの執行機関である食品医薬品局（以下、「FDA」）も、今後積極的に食品のラベルに関する規制違反の調査及び抜き打ち検査を行うことを最近公表したところである。これらの違反を繰り返した場合は、罰金の他、懲役刑が科される可能性もある。

さらに、非政府組織であるミャンマー消費者ユニオン（以下、「MCU」）も、USAIDの援助を得て、最近ウェブサイト及びモバイルアプリを立ち上げ、消費者がこれらを利用してビルマ語または英語のいずれかで簡単に苦情を申し立てることができるようにした。MCUは苦情が申し立てられた場合、その情報を所轄の中央委員会に提出することとなっている。

消費者保護法の執行を担当する関係機関が、その執行能力を十全なものとするためにはまだ相応の期間を要すると思われるが、上述した最近の進展は、ミャンマーが効率的かつ非常に積極的な消費者保護法制を持つことを可能にするものであって、企業はこれを踏まえて意識的かつ能動的に消費者保護法を遵守する必要がある。

#### 禁止行為

消費者保護法は、商品の製造に関し消費者安全基準を設けるとともに、商品及びサービスの広告宣伝に関する消費者保護の措置を規定している。企業は、特に、消費者が下記の権利を持つことに留意すべきである。

- 安全な商品及びサービスを購入する権利
- 製造者がラベルに記載する情報（特に成分、衛生基準及び製造日）に依拠する権利
- 購入した商品及びサービスの価値に見合う品質、数量、スタイルのものを受け取る権利
- 製造者が表明している契約条件に従った商品及びサービスを受け取る権利
- 購入する商品及びサービスに関し完全かつ正確な情報にアクセスする権利
- 製造者または供給者が提供する広告に含まれる、価格（特にプロモーションの場合）及び内容に関する情報に依拠する権利（虚偽及び誤解を招くような広告の禁止）

また、企業は、直接間接を問わず、他の商品ないしサービスに対する誹謗行為を行うことを明確に禁止されていることにも留意すべきである。

## 本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



穂高 弥生子  
パートナー  
03 6271 9461  
[Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com](mailto:Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com)



ジョー・ダニエルズ  
パートナー (ヤンゴン)  
+95 1 255056 # 8857  
[Jo.Daniels@bakermckenzie.com](mailto:Jo.Daniels@bakermckenzie.com)

## 罰則

消費者保護法の違反には、違反の性質または程度に応じ、下記の罰則が科される。

- 最初の軽微な違反に対しては警告
- 必要に応じて、損害賠償、商品の販売禁止、リコール、ライセンス取消などの行政上の措置
- より深刻な違反または違反が繰り返される場合には、500万チャット（約3,600米ドル）以下の罰金
- 深刻な違反または違反が繰り返される場合には、3年以下の懲役

消費者保護法違反により被害を被った消費者は、違反者に対して民事訴訟を提起することができることも明記されている。

## 執行

行政的な執行措置は、中央委員会、または同委員会が設置した州/管区、県、郡区レベルの紛争解決委員会において行われる。当事務所の関知する限りでは、すでに約50件の苦情が中央委員会に提出されている。中央委員会は現在苦情申し立てのメカニズムを整備しようとしているところであるが、上述のとおり、消費者はMCUの運営するウェブサイトもしくはアプリを利用して苦情申し立てを行うことも可能である。

FDAも消費者問題に関して権限を有しており、食品、化粧品及び医薬品のラベル規制に対する違反が行われた場合、従前より厳しいスタンスをもって臨むようになっている。

## 企業が次にとるべきステップ

消費者保護法に基づく執行は、ミャンマー国内の製造者及びサービス供給者ばかりでなく、国際的な消費材の製造企業にとっても現実的な問題となった。したがって、企業は、その販売し広告宣伝する商品またはサービスが消費者保護法の要求に従っているかを精査する必要がある。最初の違反行為に対して課される罰則は、警告または軽微な罰金であろうと推測されるものの、法は違反がどの程度に至った場合により厳しい罰則が適用されるのかについて明確な基準を設けていない。したがって、ミャンマー国内でのビジネス、また、ミャンマーへの輸入ビジネスにおいて、商品またはサービスが消費者保護法に適合しているかどうかは重要なチェックポイントとなる。